

令和5年度 第3回定期監査（令和6年3月27日報告） 【指摘事項】

対象部局：総務部、都市構想部、行政センター、農業委員会事務局

該当所属	監 査 の 結 果 （指摘事項）	措置・対応 状況の別	内 容
1 総合交通政策課	1 収入事務について (1) 現金取扱事務 ア 出納員の報告が漏れているものがあった。 郡山市財務規則第95条の2の規定により、同規則別表第6の第2欄に掲げる職にある者（課長等）は、毎年度当初及び異動があったときには、当該課等に属する出納員等について、出納員等報告書（第57号様式）により会計管理者に報告しなければならないが、出納員の報告が漏れているものがあった。	措置 (完了)	指摘のあった出納員の報告については、年度当初の会計管理者に対する出納員等の報告時において、出納員である課長の報告が漏れていたものであり、郡山市財務規則の認識が不足していたことが原因です。 指摘のあった点については、報告すべき内容を再度確認した上で、改めて会計管理者に出納員等の報告を行いました。 指摘以降は、同財務規則の理解を深めるとともに、複数名によるチェック体制により適正な事務執行に努めております。 令和6年8月30日措置通知 市長
2 安積行政センター	1 収入事務について (1) 現金取扱事務 イ 保管限度額を超えて現金を保管しているものがあった。 使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として保管することができるが、限度額を超えて保管しているものがあった。 また、現金を収納し保管する際は、同規則第48条第6項及び第142条の規定により、収納金等出納簿等に他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、数日分をまとめて記載し、保管の確認印を受けているものがあった。	措置 (完了)	指摘のあった点については、職員の現金取扱事務の認識不足及び所属内のチェック体制が不十分だったことが原因です。 指摘を受け、保管限度額を含めた現金取扱事務について所属内で改めて周知するとともに、確実に直近の業務日に払込みを実施するため、当該事務に係る運用方法を書面にまとめ、現金出納簿に添付しました。また、出納員及び分任出納員等の複数名で出納簿の確認が行えるようチェック体制を再確認し、現在は適正な事務の執行に努めております。 令和6年8月30日措置通知 市長
3 三穂田行政センター 湖南行政センター	1 収入事務について (1) 現金取扱事務 ウ 現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。 現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。	措置 (完了)	（三穂田行政センター） 指摘のあった点については、現金等出納簿への記載を失念したこと及びチェックを担当する職員の確認が不十分だったことが原因です。 指摘後、速やかに現金等出納簿へ記載し、所属内で現金取扱事務フローを再確認しました。 また、チェックリストを明確化し、現金等出納簿と申請書との突合を徹底するとともに、複数名によるチェック体制を強化しました。 （湖南行政センター） 指摘のあった点については、固定資産税を1件収納した際、現金等出納簿に記載するのを失念したこと及び所属内での確認が不十分だったことが原因です。 指摘後は、現金等出納簿と市税等領収報告書の照合を複数名で行うとともに、毎月末、現金等出納簿の確認を行うなどチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努めております。 令和6年8月30日措置通知 市長
4 農業委員会事務局	2 契約事務について (1) 契約締結事務 不備のある契約書で契約を締結しているものがあった。 契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定により、必要な関係書類を添えたものでなければならないが、委託契約において、業務内容を定めるために必要な仕様書が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。	措置 (完了)	指摘のあった点については、契約書に仕様書を添付することを失念してしまったことが原因です。 指摘後、速やかに郡山市契約規則を再確認しました。 現在は、契約書作成に当たり、仕様書はもとより必要な関係書類が添付されているか、複数名によるチェックを行い、再発防止に努めております。 令和6年8月30日措置通知 農業委員会

該当所属	監 査 の 結 果 （指摘事項）	措置・対応 状況の別	内 容
5 西田行政センター	3 財産管理事務について (1) 物品管理事務 郵便切手の管理に適切でないものがあった。 物品に関する事務を行う職員及び供用された物品を使用する職員は、郡山市財産規則第47条の規定により、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、物品を使用しなければならないが、郵便切手の管理が不適切であったため、郵便切手等使用簿上の枚数と現枚数が一致していないものがあった。	措置 (完了)	指摘のあった点については、職員が切手の保管枚数と切手使用簿上の枚数との確認を怠ったことが原因です。 使用簿上不足していた切手は、切手を収納している袋とは別にして金庫内にあったことが判明し、実際の保管枚数と使用簿上の枚数が一致することを確認しました。 現在は、切手の使用枚数と残枚数について、切手を使用した時だけでなく、庶務担当者と副所長で毎月月末に確認を行い、再発防止に務めております。 令和6年8月30日措置通知 市長